

第1回

(令和8年1月9日)

# 議事録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和8年1月9日（金）午前9時30分から午前10時10分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名

1番委員 柳瀬 真也・2番委員 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安技子
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
  - 1) 会期の決定
  - 2) 議事録署名委員の指名
  - 3) 議第1号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第2号案 農用地利用集積等促進計画について  
議第3号案 非農地証明願いに対する認定について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
- 6 事務局職員

事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵
- 7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、4番・5番委員にお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。無いようですので、議第1号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第1号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について9番委員から調査報告をお願いします。

9番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）従業員が1人いらっしゃいます。経営面積638aの内、田が615aで、全て転作で飼料作物を作られています。畑が23aあり、これも飼料作物を作られています。繁殖牛を飼われています。成牛30頭、子牛20頭です。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：1km、10分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：全部で15万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。

し。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：現地は栗園でして、そこに放牧される計画です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号2番について、私から調査報告をお願いします。

（調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手からの要望です。貸借期間は5年間です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力2人）です。両親もいらっしゃいますが、忙しい時に手伝われる程度です。経営面積は573aで、田が486a、畑が87aです。繁殖牛を飼育されていまして、成牛9頭、子牛1頭です。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：500m、5分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（貸借価格）：10a当たり13,300円で借りられます。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：WCSを作付け予定です。9番（周辺地域との関係）：集落長をされており、共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に、調査番号3番について3番委員から調査報告をお願いします。

3番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、贈与です。場所は譲受人の畑と譲渡人の畜舎の間の細長い土地で、譲渡人の父の代に無償譲渡するということで言われていたそうです。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力2人）。経営面積201aの内、田が154aで、全て転作でWCSを作られています。畑が46aあり、イタリアンを作られています。肥育牛を飼われていまして、95頭です。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：50m、1分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：贈与なので0円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：イタリアンを作付け予定です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。

質問もないようですので、採決に移ります。 調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですの

で申請どおり許可するものとします。調査番号3番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。次に議第2号案農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第2号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）

今回、所有権移転が2件、利用権設定が22件です。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1番～22番適格の報告あり）

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）それでは、適格といたします。次に議第3号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第3号案 非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議長 調査番号1番から4番について、一武地区から調査報告をお願いします。

4番 調査番号1番について、一武地区を代表して4番委員から調査報告します。

（調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。12月26日午前9時から4番、5番委員と推進委員2名で現地調査を行いました。現地は横山から入る南部農免沿いで、現地写真を見ていただくと、重機で押したところの奥の雑木林です。到底耕作されることは無く、協議した結果、非農地かはやむを得ないと判断いたしました。

（調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。同日9時30分から現地確認を行いました。覚井1812-1は、勤労者体育館から北側の町道沿いでお寺の手前右側になります。現地は竹を伐採した形跡がありましたが、何年も耕作した形跡は無く、山林の状態でありましたので、協議した結果、非農地はやむを得ないと判断いたしました。

（調査番号3）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。同日9時45分から現地確認を行いました。現地は、農村婦人の家の裏手にあり、遠山事務所から入っていった土地になります。何年も耕作した形跡は無く、原野の状態でありましたので、協議した結果、非農地はやむを得ないと判断いたしました。堀内1496については、小川地区にあり、道もないような場所で車を置いて歩いて行きました。こちらも竹を伐採しており、何年も耕作した形跡は無く、山林の状態でありましたので、協議した結果、非農地はやむを得ないと判断いたしました。

（調査番号4）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。同日10時から現地確認を行いました。現地は、国道沿いのセブンイレブンからルネサスに向かって左手になります。現地は簡易舗装がされており、耕作できる状況ではありませんでした。また高圧鉄塔のそばでもあり、長年、庭として使われていたようです。協

議した結果、非農地はやむを得ないと判断いたしました。

議長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。

平野委員 3番について、周辺はどのような状態のところですか。

4番 栗園や雑木林です。

8番 2番について、周辺も同じような状況ではないか。

4番 今回の申請地西側は、ダンプ置き場や事務所となっている。東側は同じ様な状況である

8番 字図を見ると圃場整備してあるように思うが。

事務局 現地を見る限り、圃場整備はしていないように思う。

議長 4番について、顛末書を出させるべきではないか。

事務局 4条申請も検討したが、長年、庭の一部として利用されており、新たに建物を建てるということも無く、本人の負担を考えた時に、非農地判断として進めた。

議長 質問も無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

次に報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

議長 ご質問等はございませんか。それでは、これをもちまして1月総会を閉会いたします。

終了後、売買・貸借相談案件担当決め

遊水機能を有する土地の候補地についての確認

令和8年度農業委員会研修について

日誌について

研修について

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年1月9日

農業委員会会長

4 番 農業委員

5 番 農業委員